

# 三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針 概要

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から基本的な考え方として、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、令和5～7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、地域連携・地域移行に向けた環境整備のための実証事業等に取り組み、段階的な地域連携・地域移行を進めることとされた。これを受けて、三重県教育委員会では、国のガイドラインをふまえて「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」の策定を進めている。その内容については、現行の「三重県部活動ガイドライン」をベースに、国のガイドラインで示された新たな部分や地域クラブ活動について、地域連携・地域移行した場合の想定パターンや県内で先行している地域や市町の事例等を記載する。

※「三重県部活動ガイドライン」は中学生および高校生を対象とする。「新たな地域クラブ活動方針」「大会等の在り方の見直し」は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

## ◎ 三重県部活動ガイドライン

### 1 学校教育の一環としての部活動

- (1) 学校部活動の意義
- (2) 部活動の現状と課題
- (3) 安全面への配慮

### 2 適切な部活動の運営の在り方

- 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、強制的に加入させることがないようにする。
- (1) 適切な活動計画の作成と共通理解
  - (2) 参加大会等の精選
  - (3) 休養日・活動時間の設定
  - (4) 適切な部活動指導に向けた研修
  - (5) 部活動指導の在り方の見直し
  - (6) 体罰等の根絶
  - (7) 安全管理と事故発生時の対応

## ◎ 新たな地域クラブ活動方針

### I 新たな地域クラブ活動

#### 1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

- (1) 地域クラブ活動に参加を希望するすべての生徒を想定
- (2) 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実、関係者間の連携体制の構築等
- (3) 指導者の質の保障と量の確保、適切な指導の実施、指導を希望する教員等の兼職兼業
- (4) 三重県部活動ガイドライン2(1)に準じた活動内容
- (5) 三重県部活動ガイドライン2(3)に準じた適切な休養日等の設定
- (6) 活動場所として学校等公共施設を活用
- (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
- (8) 怪我等が生じても適切な補償が受けられるよう保険の加入を促進
- (9) 安全管理と事故発生時の適切かつ迅速な対応

### 2 学校との連携等

学校・家庭・地域の相互の連携・協働。地域クラブ活動と部活動との共通理解。県および市町から地域クラブ活動への指導助言。学校の設置者および校長は地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知。

### II 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備

#### 1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

- (1) 休日の活動の在り方等の検討
- (2) 関係者からなる協議会等検討体制の整備
- (3) 研修会の開催や希望する教員の兼職兼業等指導者の確保
- (4) 地域の実情に応じた段階的な体制の整備

#### 2 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進

令和5～7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ

#### 3 総合的・計画的な取組

国ガイドライン・本方針を参考に、市町方針を作成し、地域移行を推進

## ◎ 大会等の在り方の見直し

### 1 大会主催者は地域クラブ活動等も参加できるよう参加資格を見直す

### 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制を整備する

- (1) 地域クラブ活動の大会等引率は、実施主体の指導者等が行う
- (2) 教育委員会や校長は、大会等運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切なサービス監督を行う

### 3 熱中症対策等、生徒の体調管理を最優先に対応する